

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（町田市の教材費等の公会計化特集号） 2022年10月27日 NO.629

町田市で教材費等の公会計化が来年度から実施

町田市では、保護者の利便性を高めること、教員の働き方改革を進めること、この2つを目的とした教材費等の公会計化を実施します。「学校に教材選定の裁量を残した形で学校教材費等の公会計化を行うのは、全国で初の取組です」。確かに、「学校の裁量」を残したままでの、公会計化は画期的なことです。しかし、学校事務職員に限って考えると、事務負担が増えてしまいます。教育委員会と学校との職務分担や支払い業務の簡素化など、負担が過大に増えないよう取り組む必要があります。定数問題が重要となります。

教材費等の学校徴収金公会計化について

1. 背景

町田市は、小・中学校の学校徴収金（教材費や校外活動費など学校ごとにかかる費用）は、学校長が徴収・管理を行う「私会計」として管理し、保護者の協力を得て口座振替で集金しています。2023年4月から、この学校徴収金を全国で初めて、学校の裁量を残したまま「公会計」に移行し、事務処理の効率化及び保護者の利便性向上を図ります。

2. 主な目的

（！）教員業務負担の軽減

徴収業務を市が担うことで、教員の心理的・実務的な負担を軽減

（2）保護者の利便性の向上

納付方法の選択肢の拡大（口座振替可能な金融機関の拡充など）

小学校給食費と教材費等の支払い口座の一本化

3. 実施内容

◎歳出管理（教材費等購入・校外活動費等の実施）

ア 市は、学校での教材等購入実績をもとに、校長会役員で構成する審議会を経て、児童・生徒一人当たりの予算の上限額を決定する。

イ 学校は、上限額の範囲内で購入計画を作成し、市に提出する。

ウ 市は、購入計画をもとに、各学校へ予算を配当する。

⇒この仕組みにより、教材等の選定について、学校の裁量を維持したまま公会計化することが可能となる。

◎歳入管理（保護者からの徴収）

市は、購入実績に基づき、保護者への通知、口座振替などによる徴収を行う。

⇒滞納者には適時、市が督促・催促を行う。

4. スケジュール

9月23日 「まちだの教育」にて周知

～年内 在校生及び新一年生の口座振替手続き

2023年4月 教材費等学校徴収金公会計化実施

5. その他

学校徴収金のうち、以下のものは公会計化の対象から除く。

- ・修学旅行費等、保護者と業者の直接会計処理ができるもの
- ・PTA会費及び部活動費